

総社市税外徴収金を期限内に完納しない場合における徴収条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年1月9日

総社市長 片岡 聡 一

総社市規則第4号

総社市税外徴収金を期限内に完納しない場合における徴収条例施行規則の一部を改正する規則

総社市税外徴収金を期限内に完納しない場合における徴収条例施行規則（平成17年総社市規則第44号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄中様式の表示に下線が引かれた様式を同表の改正後の欄中様式の表示に下線が引かれた様式とする。

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|-----------------------------------|-------------------------|
| <u>様式第1号の2（第2条関係）</u> （別紙のとおり） | <u>様式第1号の2（第2条関係）</u> 略 |

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

督
(公)

総社市
年度
公

領収済通知書

| | | | | | | |
|--------|----------------|-------|----------|------|--|---|
| 口座番号 | 01230-3-960055 | 加入者名 | 総社市会計管理者 | 合計金額 | | 円 |
| 収納機関番号 | | 納付書番号 | | 確認番号 | | |
| 納期限 | | 期別 | | 通知番号 | | |
| 納付金額 | | | | | | 円 |

| | |
|--|---|
| | 円 |
| | 円 |

| | |
|-------------|--|
| 納付者氏名 | |
| コンビニ 収納用 | |

| |
|-------|
| 領収日付印 |
|-------|

上記のとおり領収しました。
総社市会計管理者 様

総社市指定金融機関等

この票は、コンビニ本部、市役所が保管する。取りまとめ店 〒730-8794 ゆうちょ銀行 広島貯金事務センター

督
納付書
(公)

(総社市) 年度

| | |
|-------|----------------|
| 口座番号 | 01230-3-960055 |
| 加入者名 | 総社市会計管理者 |
| 期別 | |
| 通知番号 | |
| 納付書番号 | |
| 納付者氏名 | |
| 納付金額 | 円 |
| | 円 |
| | 円 |
| 合計金額 | 円 |
| 納期限 | |

上記のとおり納付します。

| | |
|------------|-------|
| 主管課名 | 領収日付印 |
| 岡山県 総社市 | |

この票は、コンビニ店舗、取扱金融機関が保管する。

| | |
|-----------------------------------|--|
| 口座番号 01230-3-960055 加入者名 総社市会計管理者 | |
| 督促状兼領収証書 (総社市) (公) | |

総社市長 印

※この領収証書は5年間大切に保管してください。

| | |
|-------|---|
| 年度 | |
| 通知番号 | |
| 納付書番号 | |
| 納付者氏名 | |
| 納付金額 | 円 |
| | 円 |
| | 円 |
| 合計金額 | 円 |
| 納期限 | |

上記のとおり領収しました。

| |
|-------|
| 領収日付印 |
|-------|

(納付者保管)

注 意

◎延滞金について
延滞金は、納期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、料額(1,000円未満の端数があるとき又はその料額の全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。)に年14.6%(納期限の翌日から1月を経過するまでの期間については年7.3%)の割合(当該年の前年に租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1%の割合を加算した割合が年7.3%の割合に満たない場合は、その年中においては、年14.6%の割合にあつてはその年における当該告示された割合に年7.3%の割合を加算した割合とし、年7.3%の割合にあつては当該告示された割合に年1%の割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3%の割合を超える場合には、年7.3%の割合)を乗じて計算した額です。

◎滞納処分について
この督促状の発行日から起算して10日を経過した日までに完納されないときは、滞納処分を受けことがあります。

◎不服の申立て、処分の取消しの訴えについて
1 この督促について不服がある場合は、この督促があつたことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、総社市長に対して審査請求をすることができます。
2 処分の取消しの訴えについては、上記1の審査請求に対する判決を経た後でなければ提起することができません。この処分の取消しの訴えは、この判決があつたことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、総社市を被告として(訴訟において総社市を代表する者は総社市長となります。)、提起することができます。
なお、次のいずれかに該当する場合は、この判決を経ずに訴訟を提起することができます。
(1) 審査請求があつた日から3箇月を経過しても判決がないとき。
(2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
(3) その他判決を経ないことにつき正当な理由があるとき。
3 ただし、上記の期間が経過する前に、この督促があつた日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなり、また、審査請求に対する判決があつた日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。
なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの督促(審査請求に対する判決)があつた日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。